

第30回清瀬市みどりの環境保全審議会（要旨）

[日 時] 平成30年11月27日（火） 10:00～11:45

[場 所] 清瀬市健康センター 第3会議室

[出席者] 委 員 7名（欠席：大槻委員）

事務局 3名 水と緑の環境課

[議事次第]

1. 「公共施設のみどりの管理方針」について
2. その他

[配布資料]

次第、「公共施設のみどりの管理方針」（案）（事前配付）

《1. 「公共施設のみどりの管理方針」について》

会 長 視察し、議論した内容を受け、「公共施設のみどりの管理方針」（案）としてまとまった。今日の忌憚のないご意見により、仕上げとしたい。

- ・（事務局）庁内検討会で、①「専門用語が難しいので、注釈をつける」②『「職員のための方針」ではじまったが、市民との共通認識という意味でも、HPなどで市民に周知」という意見があったので、審議会の考えを聞きたい。
①専門用語、一般に馴染みのない言葉は、分かりやすくなるように適宜注釈を検討。
②審議会で議論した成果なので、誤解を招かないように、例えば、2頁「けやき通りの剪定」は、市の「不本意だけど剪定した」というニュアンスが分かるように改めるなど、全体の文言を見直してから公開とする。
- ・取組み事例で、オオムラサキ飼育は反対。そういう方面に詳しい人からすると批判もの。公共施設のみどりからも派生しているので、削除して下清戸道東緑地の萌芽更新を載せ、木が何年でどの程度育っているかの調査など、活動を紹介する。
- ・9～36頁までの課題、ケーススタディ、対策をまとめて、例えば、「学校はこういう問題があるので、これに注意をする必要がある」という形で、子どもへの危険、自然学習の教材、樹種、間隔など、共通するキーワードを整理し、問題点を明確に指摘する。各学校でタイプは異なるので、学校単位で対策を取り入れるようにすることが大事と分かるようにする。街路樹、公園、その他も同様。さらにそれを全体としてまとめて、「木は大きくなる、それを考えて樹種や間隔を考えて植えることが必要」というふうに、市の公共施設のみどりの考え方として全体をまとめる。これが諮問に対する答申の肝。まとめは箇条書きで表現でも良い。

- ・39 頁、樹種のリストは、樹種の変更に触れてきているので、代表例を挙げるとして、これが全てではないというのが分かるように、「これはあくまで例」で「清瀬の自然にマッチした種、あるいは移入種・園芸種であっても人に楽しんでもらえる種」のリストアップであるという前書きが必要。園芸品種は行を変えるなど、分ける。最低限、外に害のないもの、勝手に繁殖しないものとする。
- ・40 頁、台田運動公園のサクラの更新の例は、直近で行うべき管理項目は、「現在」という時間軸を作って入れる。方針は、いまの問題をなるべく早く解決することが目的なので、現在・3 年 or 5 年・10 年が一つの目途で、20 年後は不要。41 頁でも、合意形成に 5 年はその間の管理費用が掛かるので、見直すこと。
- ・文章の書き方は、市が市民に出すものなのか、審議会が市に諮問への答申なのか、分かるように見直すこと。今は、市長の挨拶が「はじめに」であるので、「市から市民へ」の構成。そうなると、審議会から市長への答申がない。「審議会⇒市」「市⇒市民」で、後者の場合、「市はこうする」を市民に伝わる形で再構成しなくてはならない。そのため、文章は 2 本立てで準備すること。
- ・まとめるに至った経緯について、「何回調査に行って、何をやったか」を載せる。

議論の場は最後なので、残りの詳細部分は会長と事務局で整えて完成とすることになった。文章等で改善点があれば、今週末まで事務局で受け付ける。完成版は、委員へ送付。答申日程は現在調整中のため、個別に電話連絡とする。

《2. その他》

事務局から、みどりの環境保全審議会の任期満了（平成 29 年 1 月 1 日～平成 30 年 12 月 31 日）に伴い、委員改選の情報提供。12 月の市報、市HPで募集をかける。

以上